

一般社団法人 長野県資源循環保全協会長 様

長野県環境部長

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等 について (通知)

標記の件について、下記内容の特定粉じんに関する規制の改正に係る「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 39 号)、「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」(令和 2 年政令第 304 号) 及び「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」(令和 2 年環境省令第 25 号) が令和 3 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、環境省水・大気環境局長から別添(写し) のとおり通知がありました。

つきましては、通知に御留意いただくとともに、貴会員への周知について御配慮願います。

記

1 特定建築材料の範囲の拡大

従前から規制対象であった「吹付け石綿」並びに「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」以外の全ての石綿含有建材を特定建築材料に追加した。

ただし、作業の実施の届出の対象は、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴う特定工事に限定する。

2 解体工事に係る事前調査について

調査方法を法定化し、事前調査に関する記録の作成・保存、事前調査結果の都道府県知事への報告(令和 4 年 4 月 1 日施行)、一定の知見を有する者の活用(令和 5 年 10 月 1 日施行)を義務付けた。

3 特定粉じん排出等作業の結果の報告等

元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作業の結果の発注者への報告並びに作業に関する記録の作成・保存を義務付けた。

4 特定粉じん排出等作業の作業基準

建築物等を解体し、改造し、又は改修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業並びに石綿を含有する成形板その他の建築材料を除去する作業の基準を新設した。

5 直接罰の創設

事前調査の結果の報告義務違反及び除去等の措置の義務違反に罰則を設けた。

環境部 水大気環境課 大気保全係 仙波 道則(課長) 本間 大輔(担当) 電 話 026-235-7177 ファクシミリ 026-235-7366 電子メール mizutaiki@pref.nagano.lg.jp
